

住宅宿泊事業（民泊）の取り扱いについて

平成30年6月15日に「住宅宿泊事業法」が施行され、住宅宿泊事業（民泊）について届出をしたものについては信用保証制度をご利用いただくことが可能となりました。住宅宿泊事業に係る保証申込の際には、以下の点についてご注意くださいますようお願いいたします。

許認可（届出）の具体的な確認方法について

許可等（届出）の確認のため、以下のいずれかの書類を提出してください。

- 自治体より申込人に対して送付された住宅宿泊事業に係る届出番号および届出年月日が記載された書面の写し
- 住宅宿泊事業に係る物件所在地に赴き、標識を写真撮影し、プリントアウトしたもの

住宅宿泊事業に係る設備資金についてのご注意

住宅宿泊事業のみを営む場合

事業資金として取り扱う額は、次の算式により求められた金額が限度となります。

「所要資金 × 180日（※） / 365日」

- （※）
- 住宅宿泊事業に係る年間提供日数の上限
 - 条例において当該日数が制限されている場合にあっては、その上限の日数

住宅宿泊事業とその他の特定事業とを兼業する場合

1. その他の特定事業に係る事業用不動産（賃貸マンション、社宅等）の一部を使用して住宅宿泊事業を営む場合には、住宅宿泊事業の用に供する部分に要する資金のほか、共用資金等についても、全部を事業資金として取り扱うことができます。
2. 店舗併用住宅のうち住宅部分を使用して住宅宿泊事業を営む場合には、前記の「住宅宿泊事業のみを営む場合」と同様の取り扱いとなります。共用資金等については、全部を事業資金として取り扱うことができます。

【お問い合わせ先】当協会本支所までお願いいたします。